



福島県鉄工機械工業協同組合  
理事長 渋谷修一



日増しに寒さが加わってまいりましたが、皆様にはご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は組合運営に対し、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の原発事故以降 8 ヶ月、まことに残念ながら福島市大波地区で収穫されたコメから、国の暫定規制値を超える 630 ベクレルの放射性セシウムが検出され出荷停止となりました。

全量基準値の 1 キロ当たり 500 ベクレルを下回ったとして福島県の「安全宣言」から 1 か月を過ぎた時点で、農家の人々は「食べてもらえるだろうか」と不安を隠せないでいるさなかの出来事であります。

このコメは、生産農家が自主的に検査に持ち込こんだものだそうですが、検査に持ち込まなければ市場に出回る可能性があったわけで、検査体制の「目の粗さ」が指摘されるところです。

これまでに我々も放射能について相当学習をし、ホットスポットとなりやすい場所も、ある程度見当がつくようになってまいりました。今回の水田も、くぼ地にあって沢水を使用し棚田の連なる場所で、周囲の放射性物質が蓄積した可能性が指摘されております。

以前、二本松市での予備検査で規制値を超す新米が見つかった場合も、水田が山間にあり山からの沢水を利用して同じような環境のところでした。先月、あまりにも高く数値は公表できませんが、福島市の中心市街地でも想像を絶する値のホットスポットに遭遇しました。周囲の雨水が一時的に溜まってしまうような所です。徐々に線量が低くなる分、条件の悪い場所にはセシウムが集まってしまうこととなります。

このような場所こそしっかりと監視し、悪条件の重なるところは将来にわたって放射性物質が集中する傾向にあるので、繰り返し除染を行っていく必要があると思っております。

さて、福島県中小企業団体原発事故損害賠償連絡協議会役員として何度か郡山に足を運び会議に出席してまいりましたが、中央会としては組合および組合員企業それぞれに事情が異なり、農協のように同品目で纏まって交渉するということが困難であると判断し、東電に対しては個々に賠償請求をしていただくということになりました。当組合といたしましても 8 月に組合員の皆様にアンケートのご協力いただき取りまとめた結果、風評被害の総額は組合全体で 1 億円を上回るものとなっており、被害の深刻さがあらためて浮き彫りになったところでございます。（※アンケート結果は最終頁に記載）

まだまだ東電の本補償は進んでいない模様ですが、被害を受けられた組合員の皆様には事務局とも連絡を密に対処していただきたく、宜しくお願い申し上げます。

こここのところの円高は、空洞化問題を通り越し産業構造そのものの転換期に差し掛かっているように感じられます。組合に対しましても受注先より価格協力の要請が参っており、誠に遺憾ではございますが、組合員の皆様にもご協力をお願いせざるを得ない状況となっております。ギリシャ、イタリアに続いてスペインと財政破綻への不安が広がり、今後の見通しも厳しい中ではありますが、皆様と知恵を出し合いながら乗り切ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

(1 億円は 6 か月間の売上金額)

## 福島市との交友懇談会が開催されました

平成23年8月31日 ホテル福島グリーンパレスに於いて福島市商工観光部と鉄工組合との交流懇談会が開催されました。本年度は、3月11日の東日本大震災以降の業界への影響等が報告され、行政の支援制度が紹介されました。



災害特別融資制度や雇用奨励助成金・賃借助成金は、震災後に拡充されている点、工業製品等の放射線測定及び測定器の貸出等の実施についてわかりやすく説明された。



懇談会終了後、引き続き納涼会が開催されました。それぞれの立場を超えて、福島の将来について語り合いました。

## 市技能功労賞受賞おめでとうございます

平成23年11月5日（土） A・O・Zに於いて（有）霞鉄工所 代表取締役 霞正人氏が市技能功労賞を受賞されました。

氏は当業界の第一人者であり技術指導員の資格を有する先代を父に持ち、自分はまだまだ及ばないとしながらも、製缶業一筋に35年間積んできた技は独自の製法を生み出した。仕上がりの美しさには定評があり、受注先からの信頼は厚く今回の受賞となった。

「表彰式では、久しぶりに緊張したが、異業種の方々の話が聞けてとても勉強になり、受賞を通じた自分の肥やしになりました。」と常に謙虚に高い向上心を持っている人柄をうかがわせる。

P.T.A活動や健全育成推進・消防団活動と地域社会にも大いに貢献しており、今後益々のご活躍を期待します。誠にありがとうございました。



## 【IT業務効率化研究会が開催されました】

昨年度から組合間での情報共有等を目的にIT研究会の開催が行われてきましたが、本年度、本格始動に向けて10月26日当組合事務所にて研究会が開催されました。皆さまへの情報提供や技術情報の共有等、今後は、組合員の皆様に利用して頂けるよう活動を続けてまいります。アクセス方法・操作方法については、組合事務局までお問い合わせください。



《3月の研究会の様子》

## これまでのパソコンの悩み



### これまでのパソコンの悩み

- 高価なアプリケーションを購入したばかりなのに、最新版が発売された
- ソフトウェアの入れすぎでパソコンの動作が重い
- アプリケーションのアップデートが始まって、パソコンがスムーズに動かない
- パソコンが壊れて、保存していたデータがすべて消えてしまった

### 企業の場合

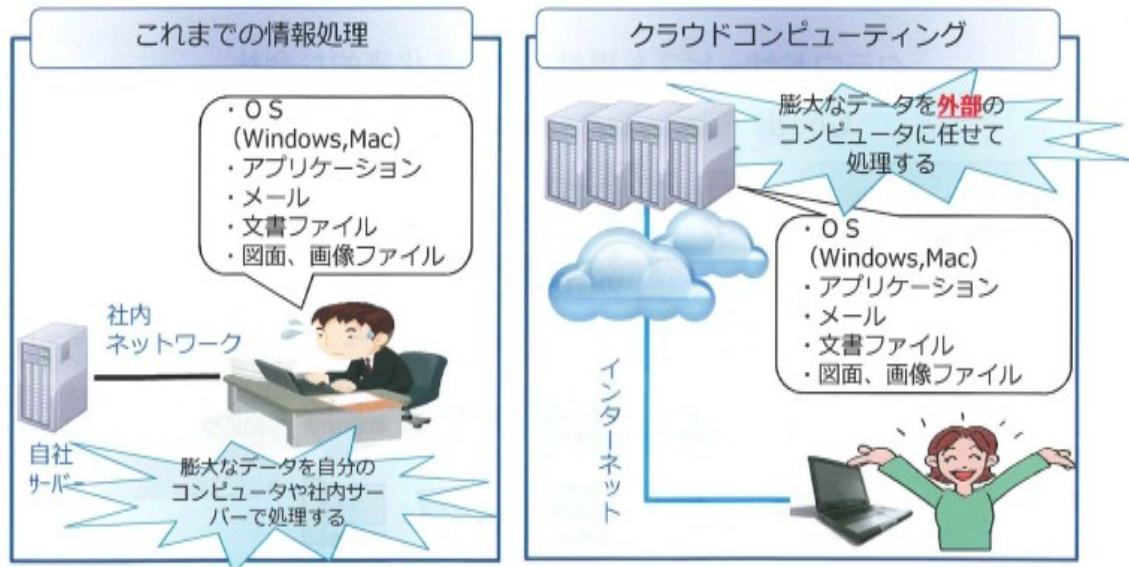
- 高価なソフトウェアの導入したが、OSが古くなり使えなくなった
- システム導入やパソコンが買替えなどによるITコストがかさむ



クラウド活用で  
様々なパソコンの悩みが解決できる！

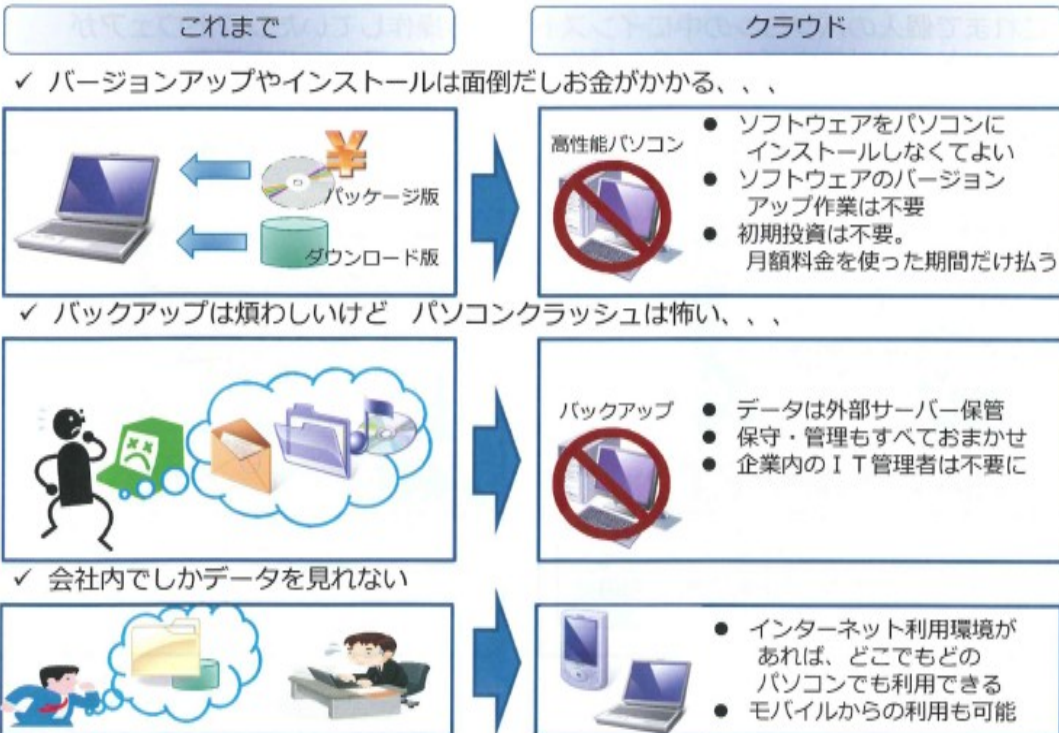
# クラウドとは何か？

膨大な情報の処理をインターネットの向こう側にある  
巨大なコンピュータに任せる技術・サービスのこと



3

# クラウドでこれが変わる！



# 組合からのお知らせ

平成23年11月2日より福島県の最低賃金が**658円**に改定されました。それに伴い厚生労働省の業務改善助成金制度が事業主を支援します。詳しくは、組合事務局にお問い合わせ願います。

## 1 業務改善助成金制度の目的

この助成制度(最低賃金引上げ支援対策補助金(業務改善助成金)。以下「業務改善助成金」という。)は、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業(地域別最低賃金額が700円以下の道県に事業場を置くものに限ります。)の事業主を支援する目的で、平成23年度に設けられたものです。  
※この制度は、2020年までのできる限り早期に全国最低800円を確保し、それにより大きな影響を受ける中小企業に対する支援を検討するとして政府、労働界及び経済界(以下「政労使」といいます。)の合意(平成22年6月3日、第4回雇用戦略対話)を踏まえ、中小企業に対する支援を行うことで政労使が合意した「雇用戦略・基本方針2011」(平成22年12月15日、第6回雇用戦略対話)に基づくものです。

## 2 業務改善助成金制度の概要

地域別最低賃金額が700円以下の道県に事業場を置く中小企業事業主が、最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)を4年以内に計画的に時間給または時間換算(以下「時間給等」という。)で800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、1年あたり時間給等を40円以上となる引上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善(以下「助成事業」という。)を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成する制度です。(業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です。)

## 3 支給対象となる事業主

次の1～6のいずれにも該当する事業主です。  
1 次の表1の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たす事業主であること。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

### 最低賃金額以上の賃金が支払われていますか？ お確かめください。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。  
具体的な金額など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

**Q 最低賃金制度とは何ですか？**

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と、「特定(産業別)最低賃金」があります。

**Q 最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？**

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られます。具体的には、支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(経手手当など)
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後1時から午後5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精習手当、通勤手当および家族手当

**Q 最低賃金額より低い賃金を、労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？**

最低賃金額より低い賃金を労働合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

**Q 最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？**

支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法と比較します。

- ① 時間給の場合  
時間給≧最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合  
日給÷1日の所定労働時間≧最低賃金額(時間額)  
/ただし、日給が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給≧最低賃金額(日額)となります。
- ③ 月給の場合  
月給÷1か月平均所定労働時間≧最低賃金額(時間額)
- ④ 上記①、②、③の組み合わせの場合  
例えば、基本給が月給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

**厚生労働省 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も**

\*平成23年12月5日(月) 15:00～福島市産学連携推進事業  
(福島市では、福島大学と市内及び県北地域企業との間の産学連携を促進する為に、セミナーを開催しています。)

平成23年度「第2回産学連携セミナー」が開催されます。

内容・講師：【FUKUSIMAのモノづくり復興に向けて】

講師 国立大学法人福島大学 教授 山川 充夫 氏

福島県の復興ビジョンをもとに、こらからの福島県のモノづくりに必要なもの、取り組むべきこと等についてご講演頂きます。  
この機会にぜひお申込みください。



\*12月15日～1月15日は、年末年始無災害運動週間です。  
今一度、作業の前に整理整頓・安全点検を心がけましょう。

**年末年始無災害運動** 2011 12/15  
～2012 1/15  
声出して ゆるむ気持ちのネジしめて 年末年始も無災害

◆会議・会合等報告、及び予定

開催月日	事 項
8/8	第3回理事会
8/3 1	平成23年度福島市商工観光部との交流懇談会及び納涼会
9/9～10	福島製作所協力会
9/1 2	商工会議所『復興シナリオ』
9/2 1	24年度県予算要望聴取会
9/2 8	福島県中小企業団体原発事故損害賠償連絡協議会
1 0/5	組合トップセミナー
1 0/7	安全衛生リスクアセスメント実践
1 0/1 1	原発事故損害賠償請求説明会
1 0/1 3	第4回理事会
1 0/1 4	桐生商工会議所・工業部会との交換会
1 0/1 9	震災特例助成金研究会（事務組合連合会）
1 0/2 6	I T業務効率化第1回研究会
1 1/5	市技能功労賞表彰
1 1/9	福島産業交流フェア2012
1 1/9	年末調整説明会
1 1/2 2	I T業務効率化第2回研究会
1 1/2 5	平成23年度第2回中央会常任理事会

## 組合事務所に新しい仲間が増えました どうぞよろしくお願ひします

会計を担当することになりました。  
組合においでの際は声をかけてあげて下さい



齋藤葉子さん

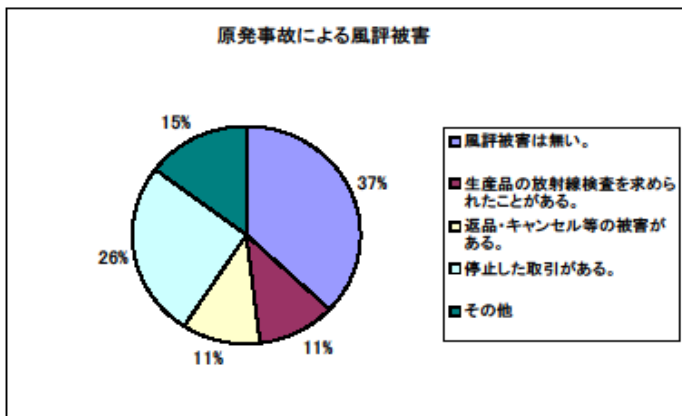
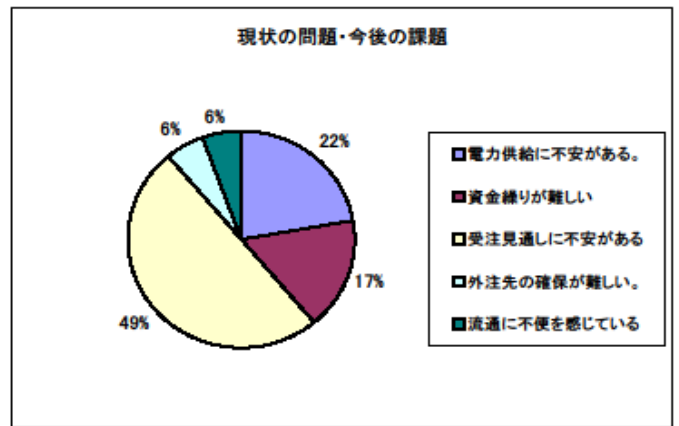
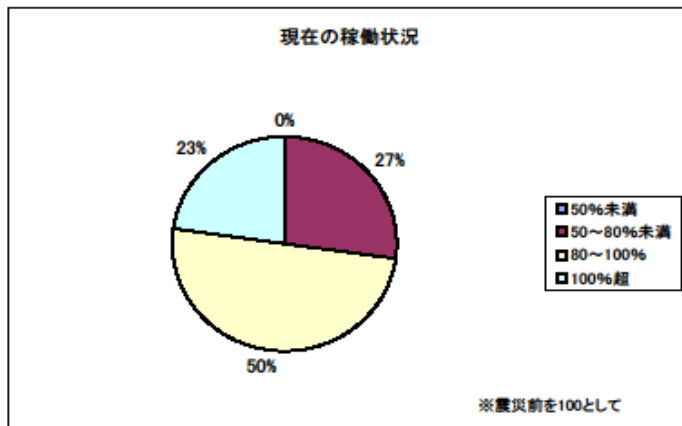
### 青年部会事業報告

<u>日 時</u>	<u>内 容</u>	<u>開催場所</u>
8月 5日	定例会	組合2F会議室
9月 9日	納涼会	味心 だいのじ
11月 17日	定例会	組合2F会議室

◎青年部会では随時会員を組合加入企業に限らず、広く募集しております。  
48歳未満の方は、是非とも入会をご検討ください。  
入会希望の方は組合事務局へお気軽にお問い合わせください。



## 東京電力原発事故 被害状況アンケート調査結果



停止した取引があると回答した事業所の原発事故発生以前6ヶ月間の売上金額及び原発事故に伴う返品・キャンセル、放射線検査費用の総合計額  
約10,000万円

※H23.08.30現在での有効回答率 37%  
福島県鉄工機械工業協同組合

福島県鉄工機械工業協同組合

ホームページURL <http://www.tekkou.or.jp>

E-mailアドレス [mail@tekkou.or.jp](mailto:mail@tekkou.or.jp)

〒960-8057 福島県福島市笹木野字南中谷地21-4

TEL 024-558-8011 FAX 024-558-8013